

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成27年12月11日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

平成27年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成27年12月11日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第74号 牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について
- 日程第 2. 議案第75号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第 3. 議案第76号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第77号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第78号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第79号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8. 議案第81号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第82号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10. 議案第83号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11. 議案第84号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第85号 指定管理者の指定について
- 日程第13. 意見書案第6号 辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について
- 日程第14. 議員提出議案第13号 特別委員会の設置について
- 日程第15. 議員提出議案第14号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第16. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

日程に先立ちまして、御報告いたします。

執行部より、18番利根川英雄君の一般質問に対する追加答弁の部分の資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号の2件、意見書案第6号の1件、請願第10号の1件が提出されましたので、報告いたします。

なお、請願第10号については、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第74号ないし日程第12、議案第85号の12件を一括議題といたします。

○

議案第74号 牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について

議案第75号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第76号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第79号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第81号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第82号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第83号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 指定管理者の指定について

○議長（市川圭一君） これより議案第74号ないし議案第85号の12件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にさ

れるようお願いいたします。答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ありませんね。

以上で議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第75号について質問をさせていただきます。

この番号法の改正によりまして、マイナンバー法ですね、それによりまして市が扱うさまざまな個人情報、法人情報、そういうものに対してその使用を決めるということなんですが、このマイナンバー法によりましてどこまで個人情報なりが出されるのかということは大変心配をしているところなんですが、その中で特にこのマイナンバーが付されました預貯金の情報、それが法律的な利用に係る措置ということが決められている中で地方税法、そのようなものにもかかわるということが記されているんですが、牛久市の行政手続の中で例えば銀行等から情報提供が申されたときにはそのようなこともこの中で行われるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 今回の条例につきましては、社会保障関係、税関係、その他災害に限定されておりますので、今議員が御質問の銀行は想定されておられません。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 確かに今この牛久市の条例のところでは、定義として、個人番号、特定個人情報、そして個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステム、このようなところで利用するという、そういうところにうたわれているんですが、国のほうではもう既にこういうようなことで制度が進んでいるというところでは、今後このようなことが出てきたときにはまた条例改正というところが検討されるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 現在の段階でそういう情報はこちらに来ておりませんので、来たときには検討はすると思いますけれども、今のところ何ともちょっと明確な回答はできない状況です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第79号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第79号について質問いたします。

牛久市の運動公園の野球場が7月1日から使用可能ということで、この条例改正が出ています。使用料金についても、今までの金額よりもかなり倍という金額になっておりますが、この運動公園の野球場が新しくなしまして4月以降に使用となることなんです、予約の状況などはどうなのか、そしてこれによりまして使用料収入が大幅にふえると思いますが、その辺のことをどう考えているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、予約状況でございますが、来年度、既に160日分の予約が入っていると担当課からは報告を受けておるところでございます。当然、今回の使用料の改正によって使用料収入は上がるわけですが、一方でメインスタンド等を新設したことによりまして維持管理費の増額という部分もございますので、そういったところで使用料収入の分というのはほとんどなくなってしまふのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから4月以降の予約が160日以上ですか、それがもう予約が入っているということなんです、この辺について整備が進んだということもありますが、そのほかの理由でふえているんじゃないかなと言いますが、その辺の理由はどうなのか伺います。

それと、使用料の収入なんです、これだけ莫大な費用をかけた上で収入の増を見込むのは

もちろんなんですが、その他何かここを使つての収入ということを考えているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、予約がふえた理由ということでございますが、やはり公式規格になったということで、既に来年度の高校野球の春の大会、また夏の大会の予選などの誘致を進めているということもございますし、またスコアボードをあわせて整備をしたわけですが、これはLEDの総天然色ということで県内でもかなりいいスコアボードということで、非常に評判が高いといったことも多分影響しているのではないかとこのように考えているところでございます。

収入に関してほかのものということで、今バナー広告、球場の中に広告を募集して広告収入というものを得ようということで、要綱の制定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 補正予算書の23ページでございます。

農地中間管理事業を推進するというので、1,254万円の補正でございますが、当市においてこの制度を利用して集積等が行われている事例があるのかどうか、もしあるとすれば、何カ所ぐらいあるのかということで確認を求めます。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、現在3カ所ほどございます。牛久南部地区、上久野地区、島田地区になります。こちらの1,254万円につきましては、こちらに対します地域集積協力金、それと経営転換協力金、耕作者集積協力金の3つを合わせた補助金でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今、次長から3カ所の集積をかけているという答弁がありましたが、それぞれの集積の面積はどのぐらいになるのかということと、今後見通しとしてほかにもこういう事例が出てくる可能性があるのかどうかについて、再度のお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 再度の御質問にお答えいたします。

申しわけございません。面積に関しましては、後でまた資料として提供させていただきたい

と思います。

今後につきましても、地区の説明会とか、そういったものを開いてなるべく集積できるような形で進めていっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第81号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第82号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第83号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第84号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第84号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第85号についての質疑を許します。7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この指定管理者の指定ということで、指定が決まった場合についてどうなるのかということについて幾つか質問させていただきます。

1つは、この場合、特定非営利活動法人、いわゆるNPOという性格があるわけですが、仮にNPOのこの団体が不安定な状態、例えば存続が不能になった場合、あるいは業務の履行が不可能になった場合、この指定ということをした場合にそのNPO自体あるいは相手方である市の権利と義務というのはどういう関係になるのかということについてお聞きいたします。

それから、契約は単年度だというふうに聞いているわけですがけれども、金額等で折り合いがつかなかった場合、つまり契約できなかった場合には、双方の権利義務というものはどうなるのか、これについてお聞きいたします。

それから、もう一点は、NPOという団体にも大きいものから小さいものまでいろいろあるわけですがけれども、ただ、一般的に特に日本の場合には、NPOという団体は余り強固な組織になっていない場合が多いわけです。ある意味、不安定性を抱えているところが多いのではな

いかというふうに思うわけですが、5年という期間というものが果たして適当なのかどうか、それについてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。都市計画課長榎本友好君。

○都市計画課長（榎本友好君） ただいま杉森議員から御質問がありました3点についてお答えいたします。

まず、NPO団体の存続が不安定となった場合、市の権利、義務等はどうなるかという御質問に対してですが、現在、指定管理者の指定に関して、審査及びヒアリングの中でそのようなことがないように十分検討した上での指定を進めております。

万が一、その団体が存続不安定となった場合等につきましては、その期間は市のほうで責任を持って施設の運営を行うとともに、新規に新たな指定管理者の募集を行うような形で対応してまいります。

2点目の金額の決定につきまして、今回、指定管理の5年間、これを指定した後に単年度の契約で金額は決定するというのですが、金額について折り合いがつかなかった場合という御質問ですが、そのようなことがないように進めていきますし、今回の指定管理者の候補者につきましては、市のほうであらかじめ金額について今年度の契約金額以下の金額、今年度の契約金額を上限とするという要綱をいただいておりますので、金額について単年度の協定の中で契約ができなかった場合というのはないものと考えて指定管理者の候補者として選定してございます。

あと、NPO法人につきましていろいろな団体があるが、この指定管理の期間を5年間とするのは適当かどうかということでございます。こちらにつきましては、牛久自然観察の森、自然環境を管理するというのがこの指定管理の業務の中に入っております。自然環境は年ごとの変化があるために、すぐに結果が出るというのは難しいというふうに考えておまして、指定管理者による自然環境管理の効果を検証するためには5年間は適当ではないかと考えておまして、5年間と設定してございます。

以上になります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ちょっと今の答弁を聞いていると、「そのようなことがないように」とか「ないものと考えている」、何やら原発みたいな話に感じるわけですけども、一つは不安定な状況になった場合、NPOに何らかの義務が生じるのかどうなのかということが、今答弁の中には抜けていたかというふうに思います。

それから、契約を単年度ごとにやるということなんですが、ことしの金額を上回らなければいいのかどうか、今のお話ですと、上回らない限りはオーケーというふうな答弁に聞こえたわ

けですけれども、そういう考え方でいいのかどうか、これについても再度お聞きします。

あと、3番目の業務上の性格というのはある意味わからないではないんですが、それと実際に指定管理者の指定をするという場合の団体の性格という問題というのはちょっとまた別ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 都市計画課長榎本友好君。

○都市計画課長（榎本友好君） 杉森議員の再質問にお答えいたします。

まず、経営が不安定となった場合のNPOの義務につきましては、これまで2期10年間にわたっての実績なども踏まえた中で今回の候補者の選定に至っております。不安定となった場合のNPOの義務ということで、NPOに関しても今回応募していただいた中で施設の維持管理及び運営に対する義務はあるものと考えております。

あと、契約金額が今年度を上限ということでお話ししましたが、業務の内容につきましては、指定管理者の創意工夫により、例えば優良なプログラムなどを提供することによって利用者の方から一定の収入を得ることによって、さらに施設の管理、運営にサービスの向上を図っていききたいというそういう御提案を受けておりますので、金額に関しては上限金額を設けた中での契約としていきたいというふうに考えております。

以上です。（「3問目は。組織の性格」の声あり）

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） ちょっと答弁が抜けておりましたので、御答弁したいと思います。

金額につきましては、当然5年間を毎年、その年、年によって決めるものでございます。また、当然、消費税の10%に伴ってそれも変わるところもあります。

また、このNPOの事業、数々の事業を行ってNPO自体が収益を取っているというところも当然ございますが、その事業の中でNPOが新規事業を提案しまして、市が援助する必要性があるというときには当然その年の契約金額も変更が生じるということになってくると思います。

ですので、毎年同じ金額ということはありませんかと思うんですが、過去10年間にしましては、毎年若干ではございますが、金額等はNPOの努力によって、当然収益の上げ方によって変化するというところでございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第85号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13、意見書案第6号についてを議題といたします。

意見書案第6号 辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書案。

文章を読み上げることによって、提案にかえさせていただきます。

沖縄県民は、日本軍部の無謀な沖縄戦により、住民の4人に1人が犠牲となりました。戦後27年間は米軍占領統治下に置かれ、日本国憲法も適用されませんでした。米軍の銃剣とブルドーザーで土地を強制接収され、米軍基地が建設され、本土復帰によって日本全国の米軍基地が沖縄へ集中されました。

今も沖縄には33の米軍施設があり、国土面積のわずか0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍施設の約7.4%が集中し、在日米軍の人員の68.4%が沖縄にいます。沖縄本島の面積の約18.4%を占める米軍基地は、米軍によって繰り返し引き起こされる事故や事件のほか、まちづくりや交通整備など、地域の開発を進める上でも大きな障害となっています。

沖縄について知らない本土の人の中には、沖縄は基地によって成り立っているかの誤解を持っている人もいます。しかし、現実には、県民総所得に占める基地関連収入の割合は4.9%にすぎず、逆に一部返還された那覇新都心地区では雇用も税収も返還前の30倍以上になるなど、基地が沖縄経済発展の最大の阻害要因になっているのであります。

沖縄には、他県と比べて国が厚く財政的支援をしているという誤解もあります。しかし、実際には、2013年度普通会計決算ベースで比較しても、つまり今の翁長知事の前においてもという意味合いであります、国庫支出金は全国11位、地方交付税も含めた国からの財政移転では全国14位であります。人口1人当たりで比較しても、国庫支出金と地方交付税を合計して全国6位であり、復帰後、一度も全国1位になったことはありません。沖縄にとっては、米軍基地が返還されることによってこそ、その地理的優位性を生かして、東アジアの交流拠点として発展していくことができるのであります。

昨年1月に行われた名護市長選挙では、辺野古移設反対を掲げる稲嶺進市長が再選を果たし、9月の名護市議会議員選挙でも新基地建設反対の議員が議会の多数を占めました。そして、11月に行われた沖縄県知事選挙は、普天間基地の名護市辺野古への移設問題が最大の争点として行われ、あらゆる手法を駆使して新基地はつくらせないとする翁長雄志新知事が移設容認の前知事に10万票の大差をつけて圧倒的勝利をおさめました。続く12月の衆議院選挙でも、沖縄選挙区の全てで辺野古新基地建設反対の候補者が勝利し、沖縄県民の圧倒的多数の民意が揺るぎないものであることが示されました。

ところが、安倍政権は、仲井眞前知事が公約を翻して行った公有水面埋め立て承認を盾に、民意を無視して辺野古新基地建設を強行しています。こうした政府の行為は、沖縄県民の意志を侮辱し、日本の民主主義と地方自治の根幹を破壊する暴挙と言わざるを得ません。沖縄県民は、2013年1月に安倍総理に提出した建白書を総意として、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を強く求めているのであります。

牛久市に米軍基地が建設されるとしたらどうなるでしょうか。牛久市民はそれを許すでしょうか。私たちは、本土に住む者として沖縄県民の苦しみと怒りに強く思いをはせ、辺野古新基地の建設を直ちに取りやめるよう要求するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、意見書案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

議題となっております議案第74号ないし議案第85号の12件、意見書案第6号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管委員会へ付託いたします。

平成27年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第 74号 牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について

議案第 75号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第 76号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 77号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第6号 辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

- 議案第 78号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議案第 79号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
 議案第 80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
 議案第 81号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第 83号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第 84号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

◎産業建設常任委員会

- 議案第 80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
 議案第 82号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第 85号 指定管理者の指定について

平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	3 軽自動車税	1 軽自動車税		
12 分担金及び負担金	1 負担金		1 民生費負担金	
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金 2 衛生費国庫負担金	
		2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金 7 教育費国庫補助金	4 労働費国庫補助金 6 土木費国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金		2 民生費県負担金 3 衛生費県負担金	
		2 県補助金	1 民生費県補助金 5 教育費県補助金	3 農林水産業費県補助金 4 土木費県補助金
17 寄附金	1 寄附金	1 ふるさと牛久応援寄附金		
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		3 ふるさと基金繰入金
20 諸収入	4 受託事業収入			4 衛生費受託事業収入
		5 雑入	5 雑入	
21 市 債	1 市 債	3 土木債		
		4 消防債		
		5 教育債		
		6 臨時財政対策債		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 〔小坂城址土地購入事務処理〕 〔調査委員会を開催する〕 (目) 9. 電子計算費 (目) 10. 自治振興費 (目) 13. 都市交流費 (目) 18. ふるさと基金費 (目) 19. 諸費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 2. 非常備消防費 (目) 4. 防災対策費 各款における人件費に関する事項	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 3. 介護保険費 (目) 7. 自立支援給付費 (目) 8. 自立支援医療費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (目) 13. 老人医療給付費 (目) 14. 後期高齢者医療給付費 (目) 15. 医療福祉費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (項) 3. 生活保護費 (目) 2. 扶助費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 (目) 2. 母子衛生費 (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 1. 教育委員会費 (目) 3. 教育指導費 (項) 3. 中学校費 (目) 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 2. 生涯学習センター費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費 (目) 3. 学校給食費	(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 〔ふるさと寄附に対し特産品〕 〔を返礼する〕 (目) 6. 財産管理費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (項) 2. 清掃費 (目) 2. じんかい処理費 (款) 6. 農林水産費 (項) 1. 農業費 (目) 3. 農地振興費 (目) 5. 農地費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 (目) 3. 道路新設改良費 (項) 4. 都市計画費 (目) 2. 公共下水道費

第 2 条 第 2 表 繰越明許費補正 教育民生常任委員会

第 3 条 第 3 表 債務負担行為補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第 4 条 第 4 表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（市川圭一君） 次に、日程第 1 4、議員提出議案第 1 3 号及び日程第 1 5、議員提出議案第 1 4 号を一括議題といたします。



議員提出議案第 1 3 号 特別委員会の設置について

議員提出議案第 1 4 号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。1 9 番山越 守君。

〔1 9 番山越 守君登壇〕

○1 9 番（山越 守君） 議員提出議案第 1 3 号及び議員提出議案第 1 4 号の 2 件について、設置目的及び提案理由を説明申し上げます。

議員提出議案第 1 3 号は、特別委員会の設置についてであります。

市長及び議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であり、みずからの行動を厳しく律し、責任ある行動が求められております。市民に信頼されるまちづくりを行うため、市長及び議員がその職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するために必要な措置を定めるため、政

治倫理条例特別委員会を設置するものであります。

次に、議員提出議案第14号は、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

本件は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、本会議への欠席に関する規定の一部を改正するものであります。

なお、委員会への欠席についても同様の改正を行うものであります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号の2件について、順次質疑を許します。

初めに、議員提出議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第14号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第14号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第13号及び議員提出議案第14号について、順次採決いたします。

初めに、議員提出議案第13号、特別委員会の設置について、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第13号は可決いたしました。

次に、議員提出議案第14号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第14号は可決いたしました。

次に、日程第16、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、あす12日から17日までの6日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす12日から17日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

ここで発言を求められておりますので、発言を許します。経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 議案第80号の一般会計補正予算につきまして、石原議員から御質問がありました中間管理事業につきましての面積についての資料がございましたので、答弁させていただきたいと存じます。

先ほど3地区と申し上げましたが、まず南部地区、これの面積が10.5ヘクタールでございます。上久野地区、これが5.3ヘクタール。島田地区、20ヘクタール。合計で35.8ヘクタールが現在集積をかけております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時36分散会